

高千穂高等学校安信茶ペットボトル製造業務入札説明書

宮崎県が行う令和7年度高千穂高等学校安信茶ペットボトル製造業務委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和8年1月13日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 高千穂高等学校安信茶ペットボトル製造業務委託
- (2) 契約期間 契約の日から令和8年3月31日まで

3 業務委託の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり

4 入札参加資格

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加者名簿の「L-09 食品」又は「U-09 その他」に登録している者であること。
- (2) 公告の日から入札及び開札の日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていないこと。

5 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地並びに連絡先

宮崎県立高千穂高等学校 事務室

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 1234

郵便番号 882-1101

電話番号 0982(72)3111

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問は、令和8年2月2日午後4時まで隨時受け付ける。

7 入札

(1) 入札に参加する者は、別紙1の入札書（以下「入札書」という。）を持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便に限る。）により提出しなければならない。ただし、郵送の場合は、

(2) イの期限までに到達したものを有効とする。

(2) 入札書の提出場所及び提出期限

ア 場所 宮崎県立高千穂高等学校 事務室

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 1234

イ 期限 令和8年2月2日（月）午後4時

(3) 代理人が入札を行う場合は、「別紙2 委任状」を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

(4) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載しなければならない。

(5) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(6) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す。

(7) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 開札の場所、日時及び方法

(1) 場所

宮崎県立高千穂高等学校 会議室

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 1234

(2) 日時

令和 8 年 2 月 3 日 (火) 午前 11 時

(3) 方法

入札者又はその代理人 1 名を立ち会わせて行うものとする。

この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則第 100 条第 2 項第 2 号により免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金については、契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、宮崎県財務規則第 101 条第 2 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付が免除されることがある。

10 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした 2 以上の入札

(3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行なった入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

11 再度入札

再度入札の回数は、1回とする。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 初度入札に参加しなかった者
- (2) 初度入札に参加したが入札をしなかった者
- (3) 連合その他不正な行為があった入札をした者
- (4) 10の規定により失格となった者

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。